

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	岩倉水源地受変電設備等更新に係る基本検討支援業務委託
工 事 (業 務 委 託) 場 所	鳥羽市 岩倉町 地内
契 約 分 類	工事 <u>業務委託</u> その他 ()
契 約 概 要	<p>発注支援業務</p> <p>基本検討支援 N=1.0 式</p> <p>設計協議 N=1.0 式</p>
契 約 期 間	令和3年10月6日 ~ 令和4年3月4日
契 約 年 月 日	令和3年10月6日
契 約 金 額	2,189,000円 (税込み)
契 約 相 手 先	<p>三重県津市島崎町 56</p> <p>公益財団法人 三重県建設技術センター</p> <p>理事長 渡邊 克己</p>
契 約 相 手 の 選 定 理 由	<p>公益財団法人三重県建設技術センター（以下当該センター）には、多数の専門技術者が在籍しており、三重県及び市町から数多くの業務を受注している。過去には水道課発注の「鳥羽市小涌園の村専用水道施設更新事業に伴う発注支援（ポンプ場、配水池、他施設）業務委託」、「答志島神島間海底送水管布設工事積算業務」等も受注し、業務を遂行させていることから、本市においても十分な実績がある。</p> <p>また、当該センターは、国土交通省中部地方整備局、中部4県及び3政令指定都市で構成される「品質確保に関する推進協議会」が公共工事の発注者を支援するために創設した「公共工事発注者支援機関の評価制度」において、「発注者支援機関」として発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者として認定された三重県内で唯一の機関であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、当該センターを選定したものである。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しない)
担 当 課	水道課